

継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準に関する労使協定書

株式会社グリーンキャブ仙台支社と宮城一般・日本自動車交通支部は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第2項に基づき、株式会社グリーンキャブ仙台支社における継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準に関し、次のとおり協定する。

(継続雇用制度の対象者に係る基準)

第1条 次の各号に掲げる基準のいずれにも該当する者については、就業規則第32条に基づく定年の到達後も、64歳まで継続雇用する。

- (1)引き続き勤務することを希望している者
- (2)過去1年間の出勤率80%以上の者
- (3)直近の健康診断の結果、業務遂行に問題がないこと。
- (4)会社が特に必要と認める者。

(有効期間)

第2条 本協定の有効期間は、平成22年4月1日から平成25年3月31日までとする。

平成22年6月22日

株式会社グリーンキャブ仙台支社
支社長 山口 慎太郎



宮城一般・日本自動車交通支部
支部長 潤

